

全軽自協第2021-173号

令和3年 8月 3日

都府県地区軽自動車協会

専務理事 殿

(一社)全国軽自動車協会連合会

専務理事 上岡 一雄

( 公 印 省 略 )

軽自動車の検査手続きに関する法定手数料追加のお知らせについて

標記については、「自動車検査の法定手数料変更のお知らせについて」（令和3年7月28日付け、全軽自協第2021-166号）にて通知済みですが、今般、軽自動車検査協会より、別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員ディーラー等に周知されますようお願い致します。



## 別紙

令和3年7月30日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会  
事業部長 殿

軽自動車検査協会  
検査企画課長

### 軽自動車の検査手続きに関する法定手数料追加のお知らせについて

平素から当協会の業務についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

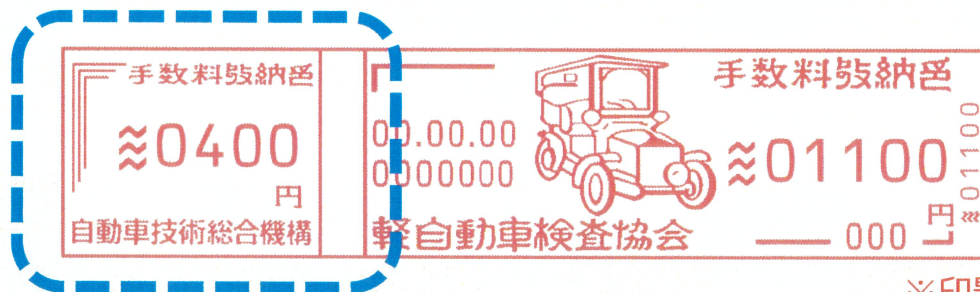
令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。

軽自動車の検査においても、申請者は当該手数料を納付する必要があり、貴会におかれましては現行の検査手数料と併せて収納していただく必要があることから、別添チラシを地方事務取扱所窓口に掲示いただき申請者等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添チラシにつきましては、8月10日を日途に当協会ホームページに掲載することを申し添えます。

## 重要なお知らせ

令和3年10月1日より  
検査時に支払う法定手数料として  
技術情報管理手数料 **400円** が  
追加されます。



※印影例

### 技術情報管理手数料とは

- ・検査申請の際に（独）自動車技術総合機構に支払う法定手数料（1台あたり一律400円）です。
- ・同機構において、自動車の電子的な検査（OBD検査）に必要な技術情報の管理や、軽自動車検査協会等が利用する情報システムの運用を行います。

### 軽自動車の検査における技術情報管理手数料の納付方法

- ・窓口申請の際は、既存の検査手数料と併せて現金にてお支払ください。
- ・OSS申請の際は、既存の検査手数料と併せてオンライン決済によりお支払ください。

### お問い合わせ

手数料の支払い方法以外に関するお問い合わせは、  
最寄りの運輸支局又は（独）自動車技術総合機構に  
お問い合わせください。



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## 令和3年10月からの軽自動車の検査手続きに関する手数料一覧表

検査内容	検査手数料	技術情報管理 手数料	手数料合計
新規検査 (完検証提示 ・指定整備)	1,100円	400円	1,500円
新規検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
継続検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
継続検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
構造等変更 検査	1,400円	400円	1,800円
限定検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
限定検査 (持込検査)	1,200円	400円	1,600円
予備検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
予備検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円

※この表にない申請手続き（自動車検査証返納証明書交付や自動車検査証再交付等）については、技術情報管理手数料はかかりません。